

## 墨田区地域プラザ条例概要

## 1 目的

協治（ガバナンス）を担う区民等が地域における交流及びコミュニティ活動を行う拠点として、墨田区地域プラザ（以下「地域プラザ」という。）を公の施設として設置する。

## 2 名称及び位置

〔名称〕八広地域プラザ

〔位置〕東京都墨田区八広四丁目 3 5 番 1 7 号

## 3 地域プラザで実施する事業

地域におけるコミュニティ活動等の場の提供

地域におけるコミュニティ活動の促進並びに地域団体の交流に資する催し及び文化事業

地域における健康増進等に資する事業

前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

## 4 八広地域プラザの施設

本 館	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大会議室</li> <li>・ 中会議室</li> <li>・ 楽屋</li> <li>・ 相談室</li> <li>・ 工作室</li> <li>・ 調理室</li> <li>・ 多目的ホール</li> <li>・ 音楽スタジオ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内運動場(体育館及びトレーニング室)</li> <li>・ 多目的運動場</li> <li>・ 外部コミュニティゾーン (芝生広場、遊具広場及び緑道)</li> </ul>

## 5 八広地域プラザの利用時間等

利用時間

午前 9 時から午後 9 時まで（多目的運動場は、午前 9 時から午後 8 時まで）

休館日

ア 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

イ 定休日（月1回） 外部コミュニティゾーンを除く。

## 6 八広地域プラザの利用料金の額（限度額）

### 本館

区 分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時まで
大 会 議 室	2,400円	3,100円	3,100円
中 会 議 室	1,700円	2,200円	2,200円
楽 屋	700円	700円	700円
相 談 室	400円	500円	500円
工 作 室	1,300円	1,500円	1,500円
調 理 室	2,000円	2,400円	2,400円
多目的ホール	3,400円	4,100円	4,100円
音楽スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円
付 帯 設 備	1件、1回につき 1,000円		

### 屋内運動場

区 分	利 用 料 金	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
体 育 館	1時間につき 220円	1時間につき 380円
トレーニング室	1回2時間以内 220円	

### 多目的運動場

区 分		利 用 料 金（付帯設備を除き、1時間の料金）	
		平 日	土曜日・日曜日・祝日
全面利用	フットサル利用	4,000円	5,000円
	フットサル利用以外	1,400円	1,800円
半 面 利 用		700円	900円
付帯設備	夜 間 照 明	1時間につき 400円	
	そ の 他	1件、1回につき 1,000円	

## 7 指定管理者による管理

地域プラザの管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲、管理の基準その他必要な事項について定める。

## 8 施行期日等

### 墨田区規則で定める日

指定管理者の指定の手續その他の準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。